

第6次大村市総合計画策定支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年度

大村市企画政策部企画政策課

## 目次

1 件名、業務内容及び履行期間	1
2 提案上限額	1
3 特定方法	1
4 参加資格要件	1
5 発注課（問合せ先）	2
6 公募方法	2
7 実施要領の交付の期間、場所及び方法	2
8 参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知	2
9 提案書等の提出の期限、場所及び方法	3
10 審査書類の作成方法等	4
11 実施要領に対する質問に関する事項	4
12 審査	4
13 審査結果の通知及び公表	6
14 契約書作成の要否	6
15 契約締結予定日	6
16 契約手続	6
17 その他重要事項	6
18 公募型プロポーザルのスケジュール	7

1 件名、業務内容及び履行期間

(1) 件名	第6次大村市総合計画策定支援業務委託
(2) 業務内容	第6次大村市総合計画に係る基礎調査・現状分析、会議の運営支援並びに基本構想、基本計画及び総合戦略の素案の策定支援を行う（詳細については、第6次大村市総合計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。）。
(3) 履行期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 提案上限額

15,015,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 特定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、受託候補者を特定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、9に記載する参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、本プロポーザルの参加資格の確認結果を通知する書面（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けたものとする。なお、複数の法人等による共同企業体での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者であること。
- (6) 大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）及び国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 参加者又は参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実

質的に関与していること。

イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。

ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

(8) 国又は地方公共団体と同種又は類似の業務委託の契約を締結した実績を有する者であること。

## 5 発注課（問合せ先）

大村市企画政策部企画政策課

長崎県大村市玖島一丁目25番地

TEL （代表）0957-53-4111（内線226、229）

FAX 0957-54-0300

電子メールアドレス kikaku@city.omura.nagasaki.jp

## 6 公募方法

大村市ホームページに第6次大村市総合計画策定支援業務委託に係る実施要領、仕様書等を掲載し、公募を行う。

## 7 実施要領の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間	令和6年9月13日（金）から令和6年10月11日（金）まで
(2) 場所及び方法	ア 大村市ホームページからのダウンロード 大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a> イ 発注課での直接交付 発注課で直接交付する。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 8 参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知

(1) 期限	令和6年9月25日（水） 午後5時
(2) 場所	発注課

(3) 方法	<p>持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。なお、参加表明書を提出する場合は、次の書類を提出すること。</p> <p>ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）</p> <p>イ 法人等概要書（様式第2号）</p> <p>※ 概要が分かる資料、パンフレット等があれば添付すること。</p> <p>ウ 確約書（様式第3号）</p> <p>エ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類</p> <p>オ 大村市税納付状況確認同意書（様式第4号）</p> <p>カ 返信用封筒（送付先を明記し、84円切手を貼ったもの）</p> <p>キ 令和6年度の大村市入札参加資格者名簿に登録をされていない者は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）又はその写し（発行後3か月以内のもの）</p> <p>ク 業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し</p>
(4) 確認通知	<p>参加表明書を提出した法人等に対し、令和6年9月27日（金）までに公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第5号）を送付する。送付状況については電子メールにて通知する。</p>

9 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 期限	令和6年10月15日（火） 午後5時
(2) 場所	発注課
(3) 方法	<p>持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。なお、提案書等を提出する場合は、次の書類を提出すること。</p> <p>(提出書類)</p> <p>ア 提案書提出表紙（様式第6号）</p> <p>イ 提案書（任意様式）</p> <p>ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）</p> <p>(留意事項)</p> <p>※アからウまでの書類は、それぞれ原本1部及び写し10部を提出すること。</p> <p>※提案書には、提案者を特定することができる会社名、ロゴマーク等は記載しないこと。提案者を特定することができる内容が記載された場合は、失格とすることがある。</p>

## 1 0 審査書類の作成方法等

(1) 作成方法	<p>提出書類はA4判の両面印刷とし、20ページ以内（表紙及び目次は除く。A3判については、2ページ相当とする。）で、下部中央にページ番号を付けること。</p> <p>仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し特色が分かりやすいものとする。具体的には、次の事項について記載すること。</p> <p>ア これからの時代の総合計画策定に求められること（策定に当たって、何に注目するのか。重視する点や業務遂行上の基本的な考え方）</p> <p>イ 各種基礎調査結果からの課題の分析や整理の方法について</p> <p>ウ 本市の特徴を踏まえた今後の重点課題について</p> <p>エ 本市の20年、30年後のビジョンの作成における意見の聴取・分析方法及びイメージ図について</p> <p>オ 基本構想、基本計画及び総合戦略の構成や盛り込むべき内容について</p> <p>カ 基本構想、基本計画及び総合戦略の紙面イメージについて</p> <p>キ 施策評価との連動などを踏まえた策定後の進行管理や指標の設定についての提案</p> <p>ク 市の策定方針に基づいた作業スケジュール</p> <p>ケ その他仕様書や実施要領以外の独自提案について</p>
(2) 再提出等	提出した審査書類の再提出、差替え及び修正は、認めないものとする。

## 1 1 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 期限	令和6年10月7日（月） 午後5時
(2) 方法	質問書（様式第7号）を電子メールにより発注課に提出すること。なお、電子メールの件名を「第6次大村市総合計画策定支援業務委託に係る質問【法人等名】」とし、送信後、発注課がメールを受信したことを必ず電話で確認すること。
(3) 回答	<p>確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの質問に対する回答を令和6年10月10日（木）午後5時までに大村市ホームページに随時掲載する。</p> <p>大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a></p>

## 1 2 審査

提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

<実施予定日、実施予定場所及び実施方法>

(1) 実施予定日	令和6年10月21日（月） ※予備日：令和6年10月22日（火）
(2) 実施予定場所	大村市役所第8会議室

(3) 実施方法	<p>ヒアリング等により、提案書の内容を審査し、審査委員会において、審査項目に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い法人等を受託候補者として特定する。なお、ヒアリング等の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 各対象者のヒアリング等の時間は、50分程度とし、プレゼンテーションを25分以内、質疑応答を25分程度とする。また、入退室の時間（準備・撤去作業を含む。）を5分程度設け、その時間は、ヒアリング等の時間に含めないこととする。</p> <p>イ ヒアリング等に出席できる者は、パソコン等の機器を操作する者を含め、4名以内とする。</p> <p>ウ 対象者は、他の対象者のヒアリング等を傍聴することはできないこととする。</p> <p>エ ヒアリング等は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料の配布は、認めない。</p> <p>オ ヒアリング等に使用するプロジェクター、スクリーン、映像出力用ケーブル（VGA・HDMI）及び電源用コードリールは、発注課で準備する。それ以外の機器は、各対象者が準備する。</p>
----------	---

< 審査項目及び配点 >

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
1 事業者評価	業務実績	本業務を請け負うに足る関連事業の豊富な受託実績を有しているか。	10点
	担当者の業務実績	主たる担当者は、本業務を請け負うに足る関連事業の豊富な受託実績を有しているか。	10点
	実施体制	担当者の人数は十分か。	10点
2 企画提案評価	総合計画に関する知識	これからの時代の総合計画策定に求められることに関して十分な知識や考え方を有しているか。	10点
	課題の整理・分析	課題の整理・分析手法についての知識を有しているか。	10点
	課題の把握	本市の特徴を踏まえた重点課題を的確に把握することを期待できるか。	10点
	将来像	20年後、30年後のビジョンを作成するに当たり、各種会議や団体等からの意見を聴取・分析する手法が妥当なものとなっているか。また、完成後のイメージ図が写真やイラスト等を用い、市民の見やすいものとなっているか。	15点
	計画の構成・内容	基本構想・基本計画・総合戦略の構成や内容は市民が分かりやすいものの提案になっているか。	15点
	計画の紙面イメージ	基本構想・基本計画・総合戦略の紙面イメージは、市民が見やすく、分かりやすい提案となっているか。	15点

進行管理	策定後の進行管理や評価方法まで見据えた提案内容になっているか。	5点
スケジュール	作業スケジュールは無理のないものとなっているか。	5点
その他	その他、仕様書や実施要領以外の独自提案が示されているか。	5点
見積金額	$10 \times (1 - (\text{提案価格} - \text{最低提案価格}) \div \text{最低提案価格})$	10点
<b>合計</b>		<b>130点</b>

### 1.3 審査結果の通知及び公表

(1) 通知及び公表の予定日	令和6年11月5日(火)
(2) 方法	受託候補者として特定した法人等に対しては特定通知書(様式第9号)を、受託候補者以外の法人等に対しては非特定通知書(様式第10号)を発送する。 審査委員会による審査結果は、大村市ホームページに掲載する。 大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a>

### 1.4 契約書作成の要否

要

### 1.5 契約締結予定日

令和6年11月8日(金)

### 1.6 契約手続

受託候補者として特定した法人等に対し、その提案内容について確認(提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等)を行うとともに、仕様、価格等について協議を行う。協議の結果、市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を次点受託候補者として同様の手続を行うものとする。

なお、確認作業は、受託候補者の協力の下で行うものとし、確認結果について異議を申し立てることは認めない。

### 1.7 その他重要事項

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、市の判断で失格とし、既に提出された提出書類は、無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 参加表明書の提出の日から契約を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確



認した場合

ウ 公正を欠く行為があったと認められる場合

エ その他本要領に違反する行為があると認められた場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。また、契約締結後に虚偽の内容が記載されていた事実を確認した場合は、契約を解除する場合があります、契約を解除したときは着手等により発生した費用の支払には応じない。
- (3) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出期限までに参加表明書が提出されなかった場合及び参加資格要件を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (5) 法人等が提案した見積価格が提案上限額を超えた場合は、当該法人等は失格とする。
- (6) 市への提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、第6次大村市総合計画策定支援業務委託に係る受託候補者の特定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、提出書類を公表その他の目的に使用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。
- (8) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書等の提出の期限までに参加辞退届（様式第8号）を発注課に持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は提案書等の提出の期限までに必着すること。
- (9) 提出期間後における参加表明書、提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書、提案書等に記載した配置予定の技術者は、死亡、退職その他の市長が認める場合を除き変更することができない。

## 18 公募型プロポーザルのスケジュール

主なスケジュールについては次のとおりであるが、変更される場合がある。また、変更があった場合は、市ホームページに掲載する。

① 手続開始の公告・実施要領の交付	令和6年 9月13日（金）
② 参加表明書の提出期限	令和6年 9月25日（水） 午後5時まで
③ 参加資格者確認通知書の発送	令和6年 9月27日（金）
④ 実施要領に関する質問期限	令和6年10月 7日（月） 午後5時まで
⑤ 実施要領に関する回答期限	令和6年10月10日（木） 午後5時まで
⑥ 提案書等の提出期限	令和6年10月15日（火） 午後5時まで
⑦ プレゼンテーション及びヒアリング予定日	令和6年10月21日（月） ※予備日：令和6年10月22日（火）
⑧ 審査結果の通知及び公表予定日	令和6年11月 5日（火）
⑨ 契約締結予定日	令和6年11月 8日（金）